

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年4月1日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一 中分類09-食料品製造業 二 小分類101-清涼飲料製造業 三 小分類103-茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 四 小分類104-製氷業 五 細分類586-菓子小売業（製造小売） 六 細分類5863-パン小売業（製造小売）	飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一 中分類09-食料品製造業 二 小分類101-清涼飲料製造業 三 小分類103-茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 四 小分類104-製氷業 五 細分類5861-菓子小売業（製造小売） 六 細分類5863-パン小売業（製造小売）

			七 細分類5897-豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	七 細分類5896-豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
2	P12	○2つ目	<p>○ 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 中分類09-食料品製造業</p> <p>② 小分類101-清涼飲料製造業</p> <p>③ 小分類103-茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>④ 小分類104-製氷業</p> <p>⑤ 細分類5861-菓子小売業（製造小売）</p> <p>⑥ 細分類5863-パン小売業（製造小売）</p> <p>⑦ 細分類5897-豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p> <p>なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業（上記の⑤、⑥及び⑦を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。</p>	<p>○ 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 中分類09-食料品製造業</p> <p>② 小分類101-清涼飲料製造業</p> <p>③ 小分類103-茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>④ 小分類104-製氷業</p> <p>⑤ 細分類5861-菓子小売業（製造小売）</p> <p>⑥ 細分類5863-パン小売業（製造小売）</p> <p>⑦ 細分類5896-豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p> <p>なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業（上記の⑤、⑥及び⑦を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。</p>
3	P12	○3つ目	<p>○ 事業所の定義は、総務省告示第405号（以下「日本標準産業分類」という。）の3の（2）に従い、①経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること、②経済活動が人及び設備を有して、継続的に行われていることをいいます。②の場合にあっては、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれ</p>	<p>○ 事業所の定義は、総務省告示第256号（以下「日本標準産業分類」という。）『3 第1章 第2項「事業所の定義」』に従い、その経済活動に次の2つの要件が備わっているものをいいます。</p> <p>（1）単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。</p> <p>（2）その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。</p> <p>区画を識別する際には、一以上の経営主体が一</p>

			<p>れを一事業所とします。</p> <p>なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、賃金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とします。</p> <p>また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則ですが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがあります。</p>	<p>定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。</p> <p>このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。</p>
4	P13	○4つ目	○ 事業所の産業分類については、日本標準産業分類の3の(6)に従い決定します。	○ 事業所の産業分類については、日本標準産業分類『3 第1章 第6項「事業所の分類に際しての産業の決定方法」』に従い決定します。

5	分野 参考様式第 13-1号	【誓約事項】 3	<p>3. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 4 小分類 104 製氷業 5 細分類 5861 菓子小売業（製造小売） 6 細分類 5863 パン小売業（製造小売） 7 細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 	<p>3. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 4 小分類 104 製氷業 5 細分類 5861 菓子小売業（製造小売） 6 細分類 5863 パン小売業（製造小売） 7 細分類 5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
---	----------------------	-------------	--	--